

保険期間4か月間

(株)ジャパングレイス 地球一周の船旅 海外旅行総合保険

思いっきり楽しんでください。安心が見守っています。



ご出発からご帰宅までの海外旅行中の 海外旅行保険が安心をお届けします。

ケガ・病気の補償・サービス

旅行中のケガや病気でお困りのとき、
「海外メディカルヘルプライン」が
サポートします。

電話でOK! 日本語OK! 24時間・365日OK!

海外メディカルヘルプラインの主なサービス内容

キャッシュレス傷害治療サービス^(※)の手配

- キャッシュレス傷害治療が可能な病院をご利用いただく場合、病院への支払保証のご連絡をします。
- すでに病院等に収容されている場合、病院側へキャッシュレス傷害治療提供の交渉をします。

キャッシュレス傷害治療サービス お客さまが治療費をお支払いする必要がないキャッシュレス傷害治療が可能な病院をご紹介します。この場合、治療費はご紹介する病院へ保険金としてお支払いしますので、現金払いは不要です。

手続き
簡単

現金不要の
「キャッシュレス
傷害治療
サービス」

「海外メディカル
ヘルプライン」へ
連絡

対応病院窓口で、保
険証券(または保険
契約証、インシュア
ランスカード)を提示

損保ジャパン所定または
病院備え付けの保険金請
求書に必要事項(証券番
号等)を記入

これでOK!
医師の治療を
受けられます。



1) 注意

- 海外メディカルヘルプラインにご連絡されず治療を受けた場合、また各国の状況や病院・医師の事情によりキャッシュレス治療に
ならない場合等の治療費、医師の処方箋により別途購入する薬代は、お客さまに立て替えていただくことがあります。
- ご旅行中は、ご契約の際にお渡しする保険証券(または保険契約証、インシュアランスカード)とポケットガイド(ご契約のしおり・
約款集)を必ずご携帯ください。
- 保険証券(または保険契約証、インシュアランスカード)を携帯されていない場合、キャッシュレス傷害治療サービスは利用できません。
- キャッシュレス傷害治療サービスで、実際にかかった治療費用が保険金額を超過する場合の超過部分、またはご加入の海外旅行
保険でお支払いの対象とならない費用(歯科治療、妊娠、出産等に起因する疾病等)については、お客さまのご負担になります。
(注)船内診療室ではキャッシュレス傷害治療サービスはご利用いただけません。

**病院／
医師の紹介・予約**

- ケガの状態、病状、滞在地、診察希望時間帯にあわせ、病院／医師を紹介・予約します。
- 宿泊施設滞在中で緊急の場合、宿泊施設のフロントと連絡をとり、往診手配・救急手配を
します。

医療通訳サービス

- ケガや病気^(※)で医師の治療を受けられる場合、必要に応じて、電話による医療通訳サー
ビスを提供します。
(※)船内診療室は除きます

**ご家族等の救援者への
サービス**

- 3日以上続けて入院された場合、病院へ駆けつけるご家族の渡航のお手伝いをします。

緊急移送手配

- 事故現場への救急車・緊急ヘリ・緊急医療チーム派遣手配をします。
- 移送先となる最寄り先進国における受け入れ病院の手配をします。
- チャーター機・付き添い医師／看護師の手配をします。

退院後の帰国手配

- 帰国便の手配をします。日本の病院へ転院の場合、航空会社への患者搭乗手続きをします。
- 主治医の指示に基づく付き添い医師／看護師の手配をします。

●「海外メディカルヘルプライン」は「日本エマージェンシーアシスタンス株式会社」との提携により運営されていますが、本サービスは
予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
●各国の政治情勢、医療設備の整っていない地域、事故受付時間帯、事故場所、電話事情等によっては、サービスが提供できない、ま
たは、時間がかかる場合があります。
●本サービスのご連絡先などの詳しい内容につきましては、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)をご確認ください。

思いがけないアクシデント。

24時間
ワールドワイドな
補償

●「保険金をお支払いする主な場合」「保険金をお支払いできない主な場合」等、
詳しい内容につきましては、P.7以降に掲載していますので必ずご確認ください。

ケガ・病気以外の補償・サービス

携行品の損害や賠償事故等でお困りのとき、
「海外ホットライン」が
サポートします。

電話でOK! 日本語OK! 24時間・365日OK!

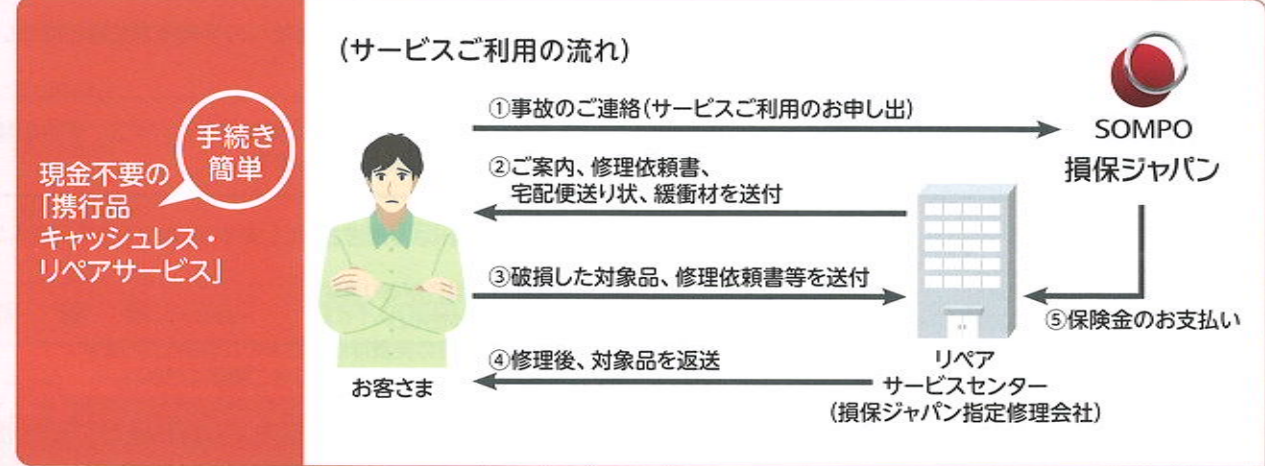
海外ホットラインの主なサービス内容

**携行品の盗難・
破損事故相談サービス**

- 盗難事故の警察等への届出のアドバイスや、必要書類についてご案内します。

「携行品キャッシュレス・リペアサービス」

ご旅行中の事故で破損したお客さまのスーツケース・カメラ・デジタルカメラ・ビデオカメラ・ノートパソコンの修理に際し、引
取りから修理、納品までを損保ジャパン指定の修理会社で行うサービスです。修理代金は損保ジャパンから直接保険金とし
て指定修理会社へお支払いしますので、お客さまに修理代金を立て替えていただく必要はありません。



(注1)本サービスの対象品は、スーツケース・カメラ・デジタルカメラ・ビデオカメラ・ノートパソコンにかぎります。ただし、対象品であ
つても一部の製品については本サービスの対象とならない場合があります。

(注2)本サービスは携行品損害補償特約がセットされている場合で、かつ保険金のお支払い対象となるときにご利用いただけます。

(注3)本サービスのご提供は日本国内のみとなります(対象品の発着送は日本国内にかぎります。)

賠償責任事故相談サービス

- 賠償事故を起こされた場合、先方との示談交渉に関するアドバイスや、必要書類について
ご案内します。

保険金請求方法案内

- 保険金請求に関するさまざまなお相談や必要書類についてご案内します。

●「海外ホットライン」および「携行品キャッシュレス・リペアサービス」は「株式会社プレステージ・コアソリューション」との提携により運
営されていますが、本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
●特約をセットされていない等、ご契約内容によりご提供できるサービスががざられる場合があります。
●本サービスのご連絡先などの詳しい内容につきましては、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)をご確認ください。

ケガ・病気以外の補償・サービス

旅行中に事故や病気以外のことでお困りのとき、 「海外とらべるサポート」が さまざまなサービスをご提供します。

電話でOK! 日本語OK! 24時間・365日OK!

海外とらべるサポートのサービス内容

電話による通訳サービス	●海外で各種トラブルにあった際に、電話による通訳を行います。
メッセージの伝言サービス	●ご自宅や友人・ご親族などへの簡単なメッセージを電話・FAXなどでお知らせします。 ●ご依頼いただいた先へお知らせできなかった場合は、その旨ご連絡します。
寄港地(空港)・宿泊施設間の送迎予約・手配の代行	●寄港地(空港)と宿泊施設間を送り迎えするお車の手配を代行します。
航空券の予約・情報提供のサービス	●航空券の予約・手配を行います。 ●航空機の時刻表などに関する情報提供を行います。
宿泊施設の予約・情報提供のサービス	●宿泊施設の案内、予約、手配を行います。また、宿泊料金やサービス内容などの情報提供を行います。
パスポートのトラブルに関するサポート	●パスポートの紛失・盗難の際に、再発行の手続き方法などについてご案内します。
クレジットカードのトラブルに関するご相談	●クレジットカードの紛失や盗難の際に、カード会社への手続き方法などについてご案内します。
旅行に関する安全情報の提供サービス	●海外の各都市に関する安全情報や気候・天候に関するアドバイス、予防接種など健康関連情報、祝日などの情報をご提供します。

- !**
- 「海外とらべるサポート」は「株式会社プレスステージ・コアソリューション」との提携により運営されていますが、本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
 - 現地の事情等によりサービスが提供できない場合や、手配までに時間がかかる場合があります。
 - 本サービスは、出国前および帰国後の日本国内からご利用いただくことはできません。
 - 予約・手配等に関する手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設客室料等の実費はお客さまのご負担となります。
 - 本サービスのご連絡先などの詳しい内容につきましては、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)をご確認ください。

ご出発からご帰宅まで、海外旅行中の思いがけないアクシデント。

こんな時に
お役に
立ちます。

ケガをした

- 治療救済費用
- 傷害死亡保険金
- 傷害後遺障害保険金



病気になった

- 治療救済費用
- 疾病死亡保険金



誤って
他人のものを
こわした

- 賠償責任保険金



現地でケガのため
3日以上入院し、
家族が駆けつけた

- 治療救済費用



身の回り品が
盗難にあった

(紛失・置き忘れ、
置き忘れ後の盗難に
ついては対象外です。)

- 携行品損害保険金



ご契約タイプ一覧表(保険期間4か月まで)



最初にお読み
ください。

- パンフレットに掲載している年齢はすべて保険期間の初日における被保険者(保険の対象となる方)の満年齢とします。
- 制裁等に関する特約が自動セットとなります。
当社は、この特約が付帯された保険契約において、保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行うことにより、当社が次の制裁、禁止、規制または制限を受けるおそれがある場合は、いかなる場合も、保険の引受け、保険金の支払またはその他の利益の提供を行いません。
①国際連合の決議にもとづく制裁、禁止、規制または制限
②欧州連合、日本国、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国またはアメリカ合衆国の貿易または経済に関する制裁、禁止、規制または制限
③①または②以外の制裁、禁止、規制または制限
- 携行品損害については、携行品1つ(1個または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を限度としてお支払いします。JG1、JG2、JG4、JG5のプランについては携行品の盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着の事故による保険金の支払額は、携行品損害保険金額に関らず保険期間を通じて30万円となります(盗難等限度額30万円)。
- 年齢、保険期間、引受条件等により、お引受けをお断りする場合や、お引受けの条件を制限する場合があります。
- 下記のいずれかに該当する場合、ご契約いただける傷害死亡・後遺障害保険金額または疾病死亡保険金額は、他の保険契約と通算して1,000万円が上限となります。
・被保険者が保険期間の初日において、満15歳未満である場合。
・ご契約者と被保険者が異なるご契約において、被保険者の同意(署名・捺印)がない場合。
- ご契約タイプ「ヤング」は、39歳以下の方を対象としているプランです。
疾病についての補償は付帯されておりませんので、ご旅行中の病気には十分ご注意ください。
疾病による海外(船内診療所を含む)での診察および治療費は、全額自己負担となります。
- 3歳未満の方はJG3またはヤングのいずれかをお選びください。
- 携行品損害には、1事故あたり、自己負担額(免責)10,000円が設定されています。
- ご契約を解約される場合(催行中止による保険解約の場合を含みます)、旅行変更費用補償特約の特約保険料は返還いたしません。ただし、出国中止費用対象外特約をセットしている場合を除きます。
- 詳しい内容につきましては、取扱代理店及び損保ジャパンまでお問い合わせください。
※国の入国規制により、選べる補償に限りがある可能性がございます。旅行会社の指示に従って申し込みください。

69歳以下ご契約タイプ

ご契約タイプ	JG1	JG2	JG3
傷害死亡・後遺障害	3,268万円	2,568万円	670万円
治療・救済費用	無制限	2,000万円	900万円
疾病死亡	1,500万円	1,600万円	400万円
賠償責任	1億円	1億円	1億円
携行品損害 (自己負担額1万円)	50万円	50万円	10万円
保険料(一括払)	151,000円	124,000円	101,000円

※3歳未満可能

39歳以下限定 ご契約タイプ

ご契約タイプ	ヤング
傷害死亡・後遺障害	595万円
傷害治療	500万円
疾病治療・死亡	なし
賠償責任	1億円
携行品損害 (自己負担額1万円)	10万円
救済者	500万円
保険料(一括払)	25,000円

※3歳未満可能

70歳以上ご契約タイプ

ご契約タイプ	JG4	JG5	JG6
傷害死亡・後遺障害	3,055万円	2,820万円	1,226万円
治療・救済費用	無制限	2,000万円	1,000万円
疾病死亡	なし	なし	なし
賠償責任	1億円	1億円	1億円
携行品損害(自己負担額1万円)	50万円	50万円	10万円
保険料(一括払)	146,000円	120,000円	102,000円

- ◆旅行変更費用補償特約をご希望の場合は、年齢に関わらず下記の保険料が追加となります。
(注)補償内容等についてはP5~P6をご覧ください。

旅行変更費用補償特約	保険金額	100万円	200万円
	追加保険料	9,810円	19,620円

旅行変更費用補償特約のご案内

旅行変更費用補償特約は、思いがけないアクシデントにより、海外旅行の出国を中止する場合の取消料・違約料等、または出国後途中で帰国する場合の帰国費用等を補償する特約です。

被保険者等またはその配偶者、3親等内の親族が死亡されたり危篤になった場合、もしくは被保険者等またはその配偶者、2親等内の親族がケガ・病気により入院した場合



(注)入院の場合、被保険者等については出国前には継続して3日以上、その他の方については出国前後に関わらず継続して14日以上入院した場合にかぎりず。

※上記の事由が発生した場合、旅行をキャンセルする前に損保ジャパンにご相談ください。

被保険者等の住居または家財が、火災・台風・土砂崩れ等により100万円以上の損害をうけた場合

(注)損害額が100万円未満の場合はお支払いできません。



このような場合で海外旅行の出国を中止する場合の取消料・違約料等の補償、または出国後途中で帰国する場合、次項の計算式により帰国費用等を補償します。



被保険者等に対して災害対策基本法に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合

渡航先^(※)で地震・噴火またはこれらによる津波、戦争等が発生した場合

(※)これから訪れるまたは経由する予定の渡航先も含まれます。



など

特約セット時の注意事項

●旅行変更費用補償特約のみではご契約いただけません。

- ご契約日のご出発当日となる場合は、出国を中止した場合に負担した費用を補償することができません(「出国中止費用対象外特約」を必ずセットします。)。その場合の保険料は、別紙保険料表の「中途帰国のみ補償する場合の追加保険料」からお選びください。
- この特約の責任期間は、保険期間にかかわらず、保険証券に記載された契約日の翌日の午前0時に始まり、住居に帰着した時または保険期間の末日の午後12時のいずれか早い時に終わります。ただし、保険料領収前または保険証券に記載された契約日以前に、次頁「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑨のいずれかに該当していた場合またはその原因が発生していた場合に負担した費用に対しては、旅行変更費用保険金をお支払いできません。

用語のご説明

用語	定義
帰国費用	旅行にかかる費用で次の①または②に掲げるものをいいます。 ①航空運賃等交通費 被保険者の帰国に要する通常の経路による航空機、船舶等の運賃をいいます。ただし、次のア、およびイ、に掲げる費用はこの費用の額から控除します。 ア. 被保険者が中途帰国したことにより払戻しを受けた運賃 イ. 傷害治療費用補償特約、疾病治療費用補償特約、救援者費用等補償特約、治療・救済費用補償特約により支払われるべき費用 ②宿泊施設の客室料および諸雑費 ア. 帰国の行程における被保険者の宿泊施設の宿泊料をいい、かつ、14日分を限度とします。ただし、被保険者が中途帰国したことにより払戻しを受けた金額もしくは被保険者が負担することを予定していた金額または傷害治療費用補償特約、疾病治療費用補償特約、治療・救済費用補償特約により支払われるべき費用はこの費用の額から控除します。 イ. 諸雑費とは、国際電話料等通信費、渡航手続費等をいいます。 ウ. ア、およびイ、の費用は、合計して20万円を限度とします。
出国	旅行行程開始後、最初の出国をいいます。
中途帰国	被保険者が旅行行程のうち出国してから住居に帰着するまでの間に旅行を途中で取りやめ帰国することをいいます。
渡航手続費	旅券印紙代、査証料、予防接種料等の渡航手続諸費用をいいます。
被保険者等	被保険者もしくは同行予約者(被保険者と同一の旅行を同時に参加予約した方で被保険者に同行する方)をいいます。

旅行変更費用補償内容のご説明

- ★以下は「海外旅行総合保険 旅行変更費用補償特約」の概要を説明したものです。詳しい内容については、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)等を参照してください。
- ★ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にも以下の内容をお伝えください。また、ご契約の際は、ご家族の方にもご契約の内容をお知らせください。

保険金をお支払いする主な場合

被保険者が次の①～⑨のいずれかに該当したことにより、海外旅行について出国を中止した場合または旅行行程のうち出国してから住居に帰着するまでの間に旅行を途中で取りやめ帰国した場合に保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定相続人が負担した費用を、旅行変更費用保険金としてお支払いします。

＜お支払対象となる場合＞

- ①被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは3親等内の親族が死亡された場合または危篤になった場合
- ②被保険者等または被保険者等の配偶者もしくは2親等内の親族がケガまたは病気^(※1)を直接の原因として入院^(※2)を開始した場合。ただし、入院が被保険者等については出国前には継続して3日以上、その他の方については出国前後にかかわらず継続して14日以上に及んだ場合^(※3)にかぎりず。
- ③被保険者等が搭乗している航空機もしくは船舶が行方不明になった場合もしくは遭難した場合または被保険者等がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山中に遭難した場合
- ④被保険者等の緊急な捜索または救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合
- ⑤被保険者等の居住する建物または家財が、次のア、～ウ、のいずれかの事由によって100万円以上の損害を受けた場合
ア. 火災、落雷、破裂または爆発 イ. 風災、水災、雹災または雪災
ウ. 建物の外部からの物体の落下、飛来、衝突または倒壊
- ⑥被保険者等が裁判所の呼出により、訴訟または調停の証人または鑑定人として裁判所へ出頭する場合
- ⑦渡航先^(※4)において、次のア、～エ、のいずれかに該当する事由が発生した場合
ア. 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
イ. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはテロ行為
ウ. 被保険者等が利用を予定していた運送・宿泊機関等の事故または火災
エ. 渡航先に対する退避勧告等の発出^(※5)
- ⑧被保険者等に対して日本もしくは外国の官公署の命令、外国の出入国規制または感染症による隔離が発せられた場合
- ⑨被保険者等に対して災害対策基本法第60条または第61条に基づく避難の指示等が公的機関から出された場合
(※1) 歯科疾病を含みません。
(※2) 治療のため医師が必要と認め、他の病院等に転院した場合は、

- 移転のために要した期間は入院中とみなします。
- (※3) これらの日数を経過しない場合であっても、入院中死亡に至ったときを含むものとします。
- (※4) 被保険者等が訪れている渡航先またはこれから訪れるもしくは経由する予定の渡航先をいいます。
- (※5) 渡航先の属する国の他の地域に対して発出された場合を含みます。

＜お支払対象となる主な費用＞

- ア. 取消料、違約料等
被保険者が出国中止または中途帰国した日以後に提供を受けることを予定していたが、出国中止または中途帰国したことにより、提供を受けることができなかった旅行サービス^(※1)の取消料、違約料等
 - イ. 渡航手続費
被保険者が出国中止または中途帰国したことにより払戻しを受けられない費用またはこれから支払うことを要する費用。ただし、出国中止または中途帰国した後においても使用できるものに対して支出した費用を除きます。
- (注) 被保険者が中途帰国した場合において、旅行が企画旅行であるときは、上記ア、およびイ、の費用は次の算式によって算出した額をいいます。
- $$\frac{\text{旅行変更費用}^{(※2)} \times \text{旅行行程のうち、中途帰国した以後の日数}}{\text{旅行行程の日数}}$$
- = お支払いする費用
- ウ. 次のa、またはb、のいずれかに該当する場合において、中途帰国したときの帰国費用が上記ア、イ、により算出された費用の額を上回るときは、帰国費用を保険金としてお支払いします。
 - a. 航空券等^(※3)の購入の予約がなされており、これから航空券等の費用の支払を要する場合、または航空券等が購入されており、すでに航空券等の費用を支払っている場合
 - b. 旅行が企画旅行で、旅行代金の中に航空券等の費用が含まれている場合
- (※1) 出国後4か月以内に提供を受ける旅行サービスにかぎりず。
(※2) 旅行変更費用保険金額が旅行代金を超える場合は、損保ジャパンは、旅行代金を保険金額とみなします。
(※3) 被保険者が帰国のため利用する交通機関の航空券もしくは乗船券等をいい、利用する日時が被保険者の出国後4か月以内で、かつ特定されているものをいいます。

保険金をお支払いできない主な場合

- 次のような事由によって左記「保険金をお支払いする主な場合」の①～⑨のいずれかに該当したことにより負担した費用
 - ① 故意または重大な過失
 - ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③ 無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
 - ④ 日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的見解のないものによって左記「お支払対象となる場合」の②に該当し

- たことにより負担した費用
- 被保険者が危険な運動(ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等)、自動車等の乗用具による競技・試運転、航空機操縦等を行っている間に生じたケガまたは病気によって左記「お支払対象となる場合」の①または②に該当したことにより負担した費用
- 保険料領収前または保険証券に記載された契約日以前に左記「お支払対象となる場合」の①～⑨のいずれかまたはその原因(死亡・危篤、入院の原因となったケガまたは病気など)が生じていたことにより負担した費用

補償内容のご説明(JG1~JG6用)

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等
傷害後遺障害保険金	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額を限度とします。 (注)既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。	●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産 ●脳疾患、疾病または心神喪失 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(傷害後遺障害保険金のみ)
治療・救援費用保険金	次に掲げる費用のうち現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気等の事由の発生1回につき、治療・救援費用保険金額を限度とします。 【治療費用部分】 被保険者が以下の①~③のいずれかに該当したことにより、以下のア.~キ.等の費用 ^(※1) のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額 ^(※2) をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日から、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に受けた治療に要した費用にかぎり、 <お支払対象となる場合> ■傷害治療費用 ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合 ■疾病治療費用 ②責任期間中に発病した病気 ^(※3) または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものに限り、 ③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合 (※1)国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健康保険・労災保険および海外における同様の制度等により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。 (※2)カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。 (※3)責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。 (注)病気の原因の発生時期、発病の時期、発病の認定、治療を開始した時期等は医師の診断によります。以下、治療・救援費用において同様とします。 <お支払対象となる主な費用> ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用 イ. 義手および義足の修理費(ケガの場合のみ) ウ. 入院または通院のための交通費 エ. 治療のために必要な通訳雇入れ費 オ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 カ. a. 入院により必要となった国際電話料等通信費 b. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。) 【救援費用部分】 被保険者が以下の①~⑦のいずれかに該当したことにより、以下のア.~カ.等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額をお支払いします。 <お支払対象となる主な場合> ①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、継続して3日以上入院された場合 ②責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気、歯科疾病は含まれません。)により継続して3日以上入院された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎり、 ③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合 ⑤責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは自殺行為により、事故の発生または行為の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ⑥病気または歯科疾病、妊娠、出産、早産、もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡された場合 ⑦責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつその後も引き続き治療を受けていた場合にかぎり、 <お支払対象となる主な費用> ア. 遭難した被保険者を捜索、救助または移送する活動に要した費用 イ. 救援者 ^(※1) の現地 ^(※2) までの航空機等の往復運賃(救援者3名分を限度とします。) ウ. 現地および現地までの行程における救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名分を限度とし、かつ救援者1名につき14日分を限度とします。)	●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 など 【傷害治療費用部分】 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 ●脳疾患、疾病または心神喪失 など 【疾病治療費用部分】 ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転(いずれも事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。) ●妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気 ●歯科疾病 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など 【救援費用部分】 ●故意または重大な過失 ●戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ●妊娠、出産、早産、流産またはこれらに起因する病気による入院 ●歯科疾病による入院 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの など

(続)

補償内容のご説明(JG1~JG6用)(続き)

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
治療・救援費用保険金	(続き) エ. 治療を継続中の被保険者を現地から自国の病院等へ移転するための費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃および治療費用部分で支払われるべき費用は差し引いてお支払いします。 オ. a. 救援者の渡航手続費 b. 救援者・被保険者が現地で支出した交通費 c. 被保険者の入院・救援に必要な身の回り品購入費および国際電話料等通信費 ただし、治療費用部分で支払われる費用を除き、a.~c.を合計して20万円を限度とします。 カ. 被保険者が死亡した場合の遺体処理費用(100万円を限度とします。))および現地から自国への遺体輸送費用。ただし、払戻しを受けた運賃または負担することを予定していた運賃等は差し引いてお支払いします。 など (※1)現地へ赴く被保険者の親族(これらの方の代理人を含みます。))をいいます。 (※2)事故発生地、被保険者の収容地または被保険者の勤務地をいいます。	(続き)
疾病死亡保険金	以下の①~③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①責任期間中に病気により死亡された場合 ②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎり、 ③責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●妊娠、出産、早産または流産 ●歯科疾病 など
賠償責任保険金	責任期間中に偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。))を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません。)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。 (注1)被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。 (注2)賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 (注3)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくこととなります。	●故意 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ^(※) (※)次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 ●宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(宿泊施設のルームキー、客室外のセイフティボックスのキーを含みます。) ●居住施設内の部屋、部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。) ●賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品 など
携行品損害保険金	責任期間中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします(携行品損害については免責金額10,000円を差し引いた金額が支払われます。)。ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。なお、携行品損害保険金額が30万円を超える場合で、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による保険金の支払額に関して限度額が設定されているとき、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。 (注1)「携行品」とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する被保険者所有または被保険者が旅行前に旅行のために無償で借り入れた身の回り品をいいます。ただし、旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているもの、居住施設内 ^(※) にある間、携行しない別送品および下記のものもは保険の対象に含まれません。 (※)「居住施設内」とはホテル等の宿泊施設を除いた住宅等の居住施設内をいい、一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。 ◇現金、小切手 ◇クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券 ◇コンタクトレンズ、義歯 ◇船舶、自動車、原動機付自転車 ◇動物、植物 ◇稿本、設計書 ◇商品もしくは製品等 ◇業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等 ◇データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ◇危険な運動(ビックル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等)を行っている間のその運動のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具 など (注2)「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。 (注3)旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用(宿泊費・交通費等を含みます。))をお支払いします。 (注4)自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。	●故意または重大な過失 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ●携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害 ●置き忘れ ^(※) または紛失 (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ●国等の公権力の行使。ただし、火災消防あるいは避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。 など

補償内容のご説明(ヤングプラン39歳以下用)

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに傷害後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産 ●脳疾患、疾病または心神喪失 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(傷害後遺障害保険金のみ) ●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故
傷害後遺障害保険金	責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて傷害後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、お支払いする傷害後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、傷害後遺障害保険金額を限度とします。 (注)既に存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ●妊娠、出産、早産または流産 ●脳疾患、疾病または心神喪失 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの(傷害後遺障害保険金のみ) ●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故
傷害治療費用保険金・疾病治療費用保険金	次に掲げる費用のうち現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気等の事由の発生1回につき、それぞれ傷害治療費用保険金額、疾病治療費用保険金額を限度とします。 被保険者が以下の①~③のいずれかに該当したことにより、以下のア.~キ.等の費用 ^(※1) のうち被保険者が治療のため現実に支出した金額 ^(※2) をお支払いします。ただし、①に該当した場合は事故の発生の日から、②または③に該当した場合は医師の治療を開始した日からその日を含めて180日以内に受けた治療に要した費用にかぎります。 <お支払対象となる場合> ■傷害治療費用 ①責任期間中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、医師の治療を受けた場合 ■疾病治療費用 ②責任期間中に発病した病気 ^(※3) または責任期間終了後72時間以内に発病した病気により、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始した場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに発病した病気の原因が、責任期間中に発生したものにかぎります。 ③責任期間中に特定の感染症に感染したことにより、責任期間が終了した日からその日を含めて30日を経過するまでに医師の治療を開始した場合 (※1)国内外を問わず治療を受けた被保険者が病院等に直接支払う費用をいいます。ただし、健康保険・労災保険および海外における同様の制度等により直接支払う必要のない費用は除きます。以下同様とします。 (※2)カイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)の施術者による治療のために支出した金額は対象になりません。 (※3)責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合(既往症や持病)等は、被保険者の自覚の有無を問わず対象となりません。 (注1)病気の原因の発生時期、発病の時期、治療を開始した時期等は医師の診断によります。以下、傷害治療費用、疾病治療費用において同様とします。 (注2)すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金を支払うべきケガや病気の程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。 <お支払対象となる主な費用> ア. 医師または病院に支払った診察費・入院費等の費用 イ. 義手および義足の修理費(ケガの場合のみ) ウ. 入院または通院のための交通費 エ. 治療のために必要な通訳雇入費 オ. 保険金請求のために必要な医師の診断書の費用 カ. a. 入院により必要となった国際電話料等通信費 b. 入院に必要な身の回り品購入費(5万円を限度とします。) ただし、1回のケガまたは1回の病気につき、a.b.を合計して20万円を限度とします。 キ. 当初の旅行行程を離脱したことで必要となった当初の旅行行程に復帰または直接帰国するための交通費および宿泊費。ただし、払戻しを受けた金額または負担することを予定していた金額は差し引いてお支払いします。	【傷害治療費用部分】 <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。))の間の事故 ●脳疾患、疾病または心神喪失 【疾病治療費用部分】 <ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●妊娠、出産、早産または流産 ●脳疾患、疾病または心神喪失 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの ●責任期間開始前から発病していたと医師が診断した場合(既往症や持病)等(被保険者の自覚の有無を問わず対象になりません。))

補償内容のご説明(ヤングプラン39歳以下用)(続き)

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
救護者費用保険金	次に掲げる費用のうち現実に支出した金額をお支払いします。ただし、社会通念上妥当な額とし、ケガまたは病気等の事由の発生1回につき、救護者費用保険金額を限度とします。 被保険者が以下の①~②等のいずれかに該当したことにより、以下のア.~カ.等の費用のうち保険契約者、被保険者または被保険者の親族が現実に支出した金額をお支払いします。 <お支払対象となる主な場合> ①責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、継続して3日以上入院された場合 ②責任期間中に発病した病気(妊娠、出産、早産、流産、および歯科疾病は含まれません。))により継続して3日以上入院された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始していた場合にかぎります。 ③責任期間中に搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ④責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によって被保険者の生死が確認できない場合 ⑤責任期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガまたは自殺行為により事故の発生または行為の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ⑥病気または妊娠、出産、早産、もしくは流産を直接の原因として責任期間中に死亡された場合 ⑦責任期間中に発病した病気により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合。ただし、責任期間中に医師の治療を開始し、かつその後も引き続き治療を受けていた場合にかぎります。	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転(いずれも事故の発生の日からその日を含めて180日以内にケガにより死亡された場合を除きます。) ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為(責任期間中に被保険者が自殺行為を行った場合で、その行為の日からその日を含めて180日以内に死亡されたときを除きます。) ●麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ●妊娠、出産、早産または流産による入院 ●歯科疾病による入院 ●頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
疾病死亡保険金	以下の①~③のいずれかに該当した場合、疾病死亡保険金額の全額をお支払いします。 ①責任期間中に病気により死亡された場合 ②責任期間中に発病した病気または責任期間中に原因が発生し、責任期間終了後72時間以内に死亡された場合。ただし、責任期間終了後72時間を経過するまでに医師の治療を開始し、その後も引き続き医師の治療を受けていた場合にかぎります。 ③責任期間中に感染した特定の感染症により、責任期間が終了した日からその日を含めて30日以内に死亡された場合	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●妊娠、出産、早産または流産 ●歯科疾病

保険金種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金	<p>責任期間中に偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物(宿泊施設の客室、宿泊施設のルームキー、賃貸業者から被保険者または契約者が賃借した旅行用品等を含みます。)を壊したりしたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(免責金額はありません)。ただし、1回の事故につきお支払いする損害賠償金は、賠償責任保険金額を限度とします。</p> <p>(注1)被保険者が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負ったときも損害賠償金をお支払いします。</p> <p>(注2)賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>(注3)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●被保険者の同居の親族、旅行行程を同じくする親族に対する損害賠償責任 ●被保険者の職務遂行に直接起因する損害賠償責任 ●心神喪失に起因する損害賠償責任 ●航空機、船舶、車両、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ●被保険者が所有、使用または管理する財物の破損について、その財物について正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任^(※) (※)次の損害に対する損害賠償責任はお支払いの対象となります。 ●宿泊施設の客室、宿泊施設の客室内の動産(宿泊施設のルームキー、客室外のセイフティボックスのキーを含みます。) ●居住施設内の部屋、部屋内の動産(建物またはマンションの戸室全体を賃借している場合を除きます。) ●賃貸業者から保険契約者または被保険者が直接借り入れた旅行用品または生活用品 など
	<p>責任期間中に携行品が盗難・破損・火災等の偶然な事故により損害を受けた場合、携行品1つ(1個、1組または1対)あたり10万円(保険の対象が乗車券等である場合は合計して5万円)を損害額の限度として、時価額または修繕費のいずれか低い額をお支払いします(携行品損害については免責金額10,000円を差し引いた金額が支払われます)。ただし、携行品損害保険金額をもって、保険期間中のお支払いの限度とします。なお、携行品損害保険金額が30万円を超える場合で、盗難、強盗および航空会社等寄託手荷物不着による保険金の支払額に関して限度額が設定されているとき、盗難、強盗及び航空会社等寄託手荷物不着による損害については、30万円を保険期間中のお支払いの限度とします。</p> <p>(注1)「携行品」とは、バッグ、カメラ、時計、衣類、旅券等、被保険者が責任期間中に携行する被保険者所有または被保険者が旅行前に旅行のために無償で借り入れた身の回り品をいいます。ただし、旅行の有無にかかわらず業務の目的で借りているもの、居住施設内^(※)にある間、携行しない別送品および下記のものには保険の対象に含まれません。</p> <p>(※)「居住施設内」とはホテル等の宿泊施設を除いた住宅等の居住施設内をいい、一戸建住宅の場合はその住宅の敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。</p> <p>◇現金、小切手 ◇クレジットカード、自動車・原動機付自転車以外の運転免許証、定期券 ◇コンタクトレンズ、義歯 ◇船舶、自動車、原動機付自転車 ◇動物、植物 ◇稿本、設計書 ◇商品もしくは製品等 ◇業務の目的のみに使用される設備もしくは什器等 ◇データ、ソフトウェアまたはプログラム等の無体物 ◇危険な運動(ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等)を行っている間のその運動のための用具およびウィンドサーフィン、サーフィン等の運動を行うための用具 など</p> <p>(注2)「時価」とは同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。</p> <p>(注3)旅券の損害については、1回の事故につき5万円を限度として、発給費用(宿泊費・交通費等を含みます。)をお支払いします。</p> <p>(注4)自動車・原動機付自転車の運転免許証の損害については、国または都道府県に納付した再発給手数料をお支払いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●戦争、その他の変乱(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等 ●無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬、シンナー等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転による損害 ●携行品の欠陥、または自然の消耗、性質によるさび・変色、機能に支障をきたさない外観の損害 ●置き忘れ^(※)または紛失 (※)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 ●偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ●国等の公権力の行使。ただし、火災消防あるいは避難処置による場合や、空港等における安全確認検査等において手荷物にかけていた錠が壊された場合を除きます。 など
携行品損害保険金		

<商品の仕組み>
海外旅行保険は、海外旅行総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

<申込書のご記入にあたっての注意点(告知義務等)>
■申込書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

■ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、申込書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項> この保険における告知事項は、次のとおりです。

- ★被保険者の生年月日
- ★旅行行程中に従事する職業・職務
- ★現在の既往症や持病等の健康状態
- ★現在の日本国外における居住(永住権または市民権を持って居住されていることをいいます。)の有無
- ★他の保険契約等の加入状況

■口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

■告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります。

<死亡保険金受取人の指定について>
死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。また、企業等を死亡保険金受取人とする場合は、被保険者となる方に、この保険の加入についてご家族等に対し説明していただくようお願いいたします。

<ご契約者以外に保険の対象となる方がいらっしゃる場合>
ご契約者と被保険者が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご契約内容について、ご家族に対し説明していただくようお願いいたします。

<保険期間について>
保険期間は、旅行行程にあわせて設定してください。保険期間中であっても、旅行行程開始前および旅行行程終了後に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。

<保険料について>
■保険料は保険金額、保険期間等により決定されます。なお、旅行先で危険なスポーツ(たとえばピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等)等をされる場合は所定の割増保険料が必要です。あらかじめ所定の割増保険料をお支払いいただけない場合、保険金を減額することや、お支払いできないことがあります。最低保険料は1,000円です。ただし、ご契約内容によって異なる場合があります。

■保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額をお支払いいただく一時払等となります。

<保険金額について>
保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

<ご契約内容、事故報告内容の登録および確認について>
損保ジャパンは、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正なお支払いを確保するため、保険契約や保険金請求に関する事項を一般社団法人日本損害保険協会へ登録します。損害保険会社等の間では、登録情報により、保険契約や保険金請求の状況について確認を行い、保険契約の存続または保険金のお支払いの参考とします。

<補償重複について>
補償内容が同様のご契約^(※)が他にある場合は、補償が重複することが

あります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご契約にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

(※)海外旅行総合保険以外のご契約にセットされる特約や他社のご契約を含みます。

<補償重複となる可能性がある主な補償・特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他のご契約の例
①	海外旅行総合保険の賠償責任補償特約	自動車保険・火災保険の個人賠償責任特約
②	海外旅行総合保険の携行品損害補償特約	火災保険の携行品損害特約

<保険証券>

保険証券は大切に保管してください。なお、ご契約締結後1か月を経過しても保険証券が届かない場合は、損保ジャパンまでご連絡ください。

<契約締結後における留意事項(通知義務等)>

(1)職業または職務を変更された場合

保険証券等記載の職業または職務を変更された場合(新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。))は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。

■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求いたします。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。

■この保険では、下欄記載の職業または職務については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除いたしますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手(レフリーを含みます。)、カ士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

(2)住所または通知先を変更された場合

保険証券等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。ご通知がない場合、重要なお知らせやご案内ができないこととなります。

(3)上記以外のご契約内容の変更を希望される場合

ご契約内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。

(4)重大事由による解除等

保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者がご契約者以外の方である場合は、その被保険者は、ご契約者に対し、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。被保険者から解除のお申し出があった場合は、ご契約者は、ただちに取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。解除の条件やお手続き方法等の詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<解約と解約返れい金>

ご契約を解約される場合は、取扱代理店または損保ジャパンにお申し出ください。なお、解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうちまだ過ぎていない期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。また、返還される保険料があっても多くの場合でお支払いいただいた保険料の合計額より少ない金額となりますので、ご注意ください。

その他の注意事項

<保険会社破綻時の取扱い>

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。

<複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、幹事保険会社が他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券等の発行、保険金支払その他の業務または事務を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

<個人情報の取扱いについて>

損保ジャパンは、保険契約に関する個人情報を、保険契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うこと(以下、「当社業務」といいます。)のために取得・利用します。また、当社業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、グルー

プ会社、提携先会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせ願います。

<代理店の役割について>

取扱代理店は損保ジャパンとの委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結、保険料の領収、保険料領収証の交付、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパンと直接契約されたものとなります。

用語のご説明

このパンフレットにおいて、主な用語の定義は以下のとおりです。

用語	定義
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
既往疾病	責任期間開始前に発病し、医師の治療を受けたことのある疾病をいい、妊娠、出産、早産または流産に起因する疾病および歯科疾病は含みません。
契約者(保険契約者)	保険会社に保険契約の申込みをする方をいいます。契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うことになります。
責任期間	保険期間中で、かつ、旅行行程中をいいます。
他の保険契約等	海外旅行総合保険、新・海外旅行保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
テロ行為	政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯する者がその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。
特定の感染症	コレラ、ペスト、天然痘、発疹(しん)チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。
被保険者	保険の対象となる方をいいます。
保険金	被保険者が所定のお支払事由に該当された場合に、保険会社がお支払いする金銭のことです。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
旅行行程	海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの旅行行程をいいます。
宿泊施設	宿泊することを主たる目的とする次の①から③までのいずれかの施設をいいます。 ①企画旅行または手配旅行において手配された施設 ②ホテル、旅館またはこれに類する施設。なお、アパート等の主たる目的が賃貸の施設は含みません。 ③被保険者の渡航期間が保険証券記載の被保険者の住所の属する国を出国してからその日を含めて31日以内に終了する場合の①および②以外の施設
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性パートナー ^(※2) を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合に限り、配偶者を含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

万一、事故にあわれたら

- 保険金をお支払いする事由が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金をお支払いする事由の発生日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
 - 賠償責任補償特約をセットされたご契約において、被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
(注)示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
 - 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
 - ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- ★このパンフレットは海外旅行総合保険の概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、ポケットガイド(ご契約のしおり・約款集)等をご確認ください。なお、ご不明な点は、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

お客さま向けインターネットサービス



こんな便利な機能が使えます。

- ◆契約内容・事故対応状況のご照会
- ◆お取引のある代理店への保険相談

(注)マイページは、個人のお客さま専用のサービスです。また、マイページの各種機能は、ご契約の内容によっては対象外の場合があります。マイページについては損保ジャパン公式ウェブサイトをご覧ください。

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

【一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター】

0570-022808 (通話料有料) ◆おかけ間違いにご注意ください。

【受付時間】平日:午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)